高額介護サービス費の上限額が変わります

介護保険のサービス利用に際し、利用者の自己負担に上限を設ける**高額介護サービス費**について、現役並み所得相当世帯の上限額が、8月より下表のとおり変更となります。

R3.7月まで

対 象 者	上限額
現役並み 所得相当 世帯の方	44,400円

R3.8月~

	対象者(現役並み所得相当世帯で)	上限額
	年収約770万円未満の世帯の方	44,400円
	年収約770万円以上の世帯の方	93,000円
	年収約1,160万円以上の世帯の方	140,100円

問い合わせ先…介護福祉課 内線2448

介護保険負担限度額が変わります

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成(負担限度額認定) を行っています。負担限度額認定は、世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税の場合が対象です。

在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、8月から**預貯金額の認定要件と食費の負担限度額**が変わります。

①認定要件である預貯金額が、下表のとおり変わります

なお、今回の見直しで負担限度額認定の対象外となる方でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすことになった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

	R3.7月まで -	→ 見直し後(R3.8月~)
年金収入等 *80万円以下 (第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

^{*}年金収入等=公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費(日額)の負担限度額が変わります

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施言	设入所者	ショートステイ利用者	
	R3.7月まで-	◆見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで-	◆見直し後(R3.8月~)
年金収入等*80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

- *負担限度額認定の対象ではない方の食費負担額は、施設と利用者の契約により決められています。
- *食事の提供に必要な平均的費用額(基準費用額)は、1,392円→1,445円(日額)に変わります。
- *生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

問い合わせ先…介護福祉課 内線2448